

令和 7 年（2025 年）2 月 18 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市国民健康保険運営協議会

会長 柏木 武彦

令和 7 年（2025 年）2 月 6 日開催の令和 6 年度小田原市国民健康保険運営協議会第 4 回協議会の概要を次のとおり報告します。

1 日 時 令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

2 場 所 小田原市役所 6 階 601 会議室

3 出席者 委 員 湯川 増夫
〃 田中 由美子
〃 西山 節子
〃 川越 三洋
〃 曾根 秀明
〃 岡田 健
〃 田中 章
〃 柏木 武彦（会長）
〃 中野 明美

事務局	福祉健康部長	鈴木 裕一
	福祉健康部副部長	吉田 文幸
	保険課長	川瀬 俊雅
	保険課副課長	湯川 裕司
	保険課保険料係長	早野 昌哉
	保険課保険料係長	諸星 達也
	保険課保険料係主査	小竹 真弓
	保険課国民健康保険係主査	犬童 一博

欠席者 委 員 杉浦 史朗
" 鈴木 正彦
" 漆畑 俊哉
" 長谷川 嘉春（副会長）
傍聴者 なし

4 議題

（１）協議事項

協議第 9 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
協議第 10 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
協議第 11 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算（案）について
協議第 12 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について
協議第 13 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算（案）について
協議第 14 号 小田原市国民健康保険片浦診療所の機能、施設等のあり方について

（２）その他

5 会議の概要

（１）協議事項

■協議第 9 号 小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
説 明 （事務局が資料に基づき説明）
質 疑 等
なし

協議第 9 号について、原案どおり了承された。

■協議第 10 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）
について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

なし

協議第 10 号について、原案どおり了承された。

■協議第 11 号 令和 6 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計補正予算（案）について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

川越委員

施設とはどこを指すか。

事務局

片浦診療所である。

■協議第 12 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

田中委員

歳出科目で保険料収納率向上特別対策費とあるが、小田原市の収納率はどれぐらいか。

事務局

現年度分だと、令和 5 年度が 94.75%、令和 4 年度が 94.93%、令和 3 年度が 95.65%、令和 2 年度が 95.40%である。

田中委員

想像以上に高い数値では。

事務局

全国平均で 94%程のため小田原市は平均程度である。

田中委員

近隣ではどうか。町の方が高いと伺ったが。

事務局

令和 5 年度は、県内 19 市中で 6 位である。

田中委員

下位はどうか。

事務局

大和市であり、89.66%である。

田中委員

小田原市の収納率向上に向けた取り組みは。

事務局

会計年度任用職員である外回りの徴収員の採用や、市税納付促進センターを税の部署と共同で設置し、滞納者へ架電しており、直近では SMS を活用し、滞納者へメールにて連絡している。また財産がある、預金ができる、給与をもらっている等、金銭的に余力がある滞納者は、差し押さえの警告をしたうえで、支払えない場合は、滞納処分という形で強制的に差し押さえをして収納率を維持している。

田中委員

滞納処分する方もいると思うが、生活保護利用者や持病があるような方だと、一定期間経てば保険料を支払わなくてよいということはあるか。

事務局

保険料は時効が 2 年であり、生活保護利用者は執行停止で取り立てはしてない。不納欠損にて会計から落とす。滞納という形で繰り越しをしない。生活保護利用者や資産が無い、居所が不明な方が該当する。

田中委員

税金の時効は 5 年か。

事務局

そのとおりである。他市によっては保険税で徴収しており、その場合は 5 年であるが、本市は保険料で徴収しているため、2 年である。

田中委員

人間ドックの助成を、過去国民健康保険加入時に申請しようとしたが、受けようとした際に後期高齢者医療保険に切り替わっており受けることができなかったが、何故か。

事務局

国民健康保険では保険料ではなく市の繰入金にて市の単独事業として実施しているが、神奈川県の後期高齢者医療保険では人間ドックの助成事業は行っておらず、市の判断とされており、本市では当事業は行っていないため、助成を受けることができない。しかし、代わりとして長寿健診を行っており、それに対する助成は受けることができる。

田中委員

国民健康保険被保険者が人間ドックを受ける場合は、市の方で一部助成をしているが、後期高齢者医療保険には制度そのものが無い理解でよいか。

事務局

そのとおりである。

■協議第 13 号 令和 7 年度小田原市国民健康保険診療施設事業特別会計当初予算（案）について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

田中委員

P7 歳入の一般会計繰入金が令和 7 年度 1,100 万円であり、過去みると 700 万円、800 万円ほどだが、患者減少に伴い診療報酬が減っているため一般会計から赤字補填をしているが、毎年一般会計からの繰入金が増えてしまうのでは。また国民健康保険事業特別会計繰入金とあるが、国からの交付金か。この交付金は国民健康保険事業でないとももらえないのか。国民健康保険以外の一般的な診療所ではもらえないのか。

事務局

半径 4 km 以内に医療機関が無い国民健康保険診療所が交付対象である。

田中委員

公立の診療所であればよいということか。

事務局

こちらは国民健康保険に特化した交付金であり、他の医療機関でも同様のものがある可能性はある。また一般会計繰入金について、令和6年度も1,000万円を超えており、予算上は大きめに設定している。

田中委員

1,000万円は相当大的な額。受診者の推移をみると年間で1,259人、月1回の受診と考えると、実際の利用人数は100人であり、一人あたり10万円と考えると厚い。

■協議第14号 小田原市国民健康保険片浦診療所の機能、施設等のあり方について

説 明 （事務局が資料に基づき説明）

質 疑 等

田中委員

P5 答申書のイメージについて、主となるのは施設や管理運営に係る課題の見直しであり、協議会としては診療所の管理運営等にかかる課題として、赤字体質、1日あたりの患者数が少ない、医療スタッフの安定的な確保、施設の老朽化及びバリアフリー化ができていないことに伴う施設の建て替えや建て替える場合の適地など検討する必要がある。これらの課題の見直しを行ったうえで、診療所を存続させることが適当であり、この答申書の内容でよいと思うので、次回5月の協議会にてまとめることができれば委員で納得される方も多いのでは。しかし年間1,000万円も赤字補填していて利用者が100人程度では、いずれ一部の地域にそれだけの税金をつぎ込んでいる指摘が出てきてしまう。そのため一般会計からの繰入金はある程度仕方ないが、少しずつでも減少して、より多くの地域の方が診療所を利用できることが最大の目的と考える。

以上